



航空危険物規則書第 67 版(2026 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 67th Edition Effective 1 January 2026 ADDENDUM Posted 01 January 2026 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2026 年 1 月 1 日発効の第 67 版に対する下記の変更および訂正に留意されたい。

変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線および下線と網掛け（PDF 版では黄色）で表示した。なお、ページ数はすべて航空危険物規則書第 67 版（日本語版）のページ数を表している

IATA 発行の ADDENDUM で訂正となっている項目のうち、日本語版を発行する時点で IATA の承認を得てすでに訂正を行った項目については、今回は掲載していない。そのため英語版とは一部異なる内容になっており、JACIS 版航空危険物規則書に対しての ADDENDUM（追補版）であることをご承知おきたい。

第 1 章

3 ページ 1. 2. 7. 1 を以下のように訂正

1. 2. 7 例外 (Exceptions)

1. 2. 7. 1 1. 4. 2 に示したように、運航者の従業員に与える情報を除き……

(i) リチウム電池が内蔵されたデータロガー (data logger) および貨物追跡装置 (cargo tracking devices) が包装物、オーバーパック、または ULD (ユニットロードデバイス) に取り付けられ、または入れられている場合、以下の条件に合致している限り、本規則のいかなる適用も受けない。

1. データロガー (data logger) / 貨物追跡装置 (cargo tracking devices) は輸送の間使用されるか、または使用が意図されるものでなければならない。
2. 各単電池または組電池は、3. 9. 2. 6 **1** (a), (e), (f) および (g) (該当する場合) の規定に適合するものでなければならない。
3. リチウムイオン単電池または組電池は、ワット時定格時が 20 Wh を超えないこと。

……

注：

この例外は、データロガー (data logger) / 貨物追跡装置 (cargo tracking devices) が、包装基準 967, 970, **または 978** に合致した貨物として輸送に供される場合には適用されない。

第 2 章

項番を以下のように訂正

25 ページ 2. 3. 3. 2 予備のリチウム電池 (Spare Lithium Batteries)

運航者例外規定：AR-02, BA-05, BI-04, CA-14, EI-05, G3-08, I2-05, IB-05, LS-02, R0-12

2. 3. 3. 2. 1 リチウム金属およびリチウムイオン電池および組電池を組み込んだ、他の機器に電力を供給することを主な目的とする物品、例えばパワーバンク (power bank) を含む予備の電池は以下のように、機内持ち込み手荷物に入れることができる。

- a) パワーバンクを含む 2 個以下のリチウムイオン電池でワット時定格値が 100 Wh を超え……
- 2.3.3.2. **4.2** パワーバンクを含む予備の電池は、受託手荷物での輸送が禁止されている。
- 2.3.3.2. **2-3** パワーバンクを含む予備の電池は以下であることが望ましい。
- a) フライトのすべての段階で、座席/機内電源を使用して充電しない。

.....

第 4 章

訂正された危険物リスト (4.2)

339 ページに以下の品目名を追加

UN/ID No.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Hazard)	Hazard Label(s)	PG	EQ	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code		
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg			Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
0030	Detonators, electric † for blasting	1.1B				Forbidden		Forbidden	Forbidden	Forbidden	Forbidden		1L		
0255	Detonators, electric † for blasting	1.4B	Explosive 1.4		E0	Forbidden		Forbidden	Forbidden	131	75 kg	A802	1L		
0456	Detonators, electric † for blasting	1.4S	Explosive 1.4		E0	Forbidden		131	25 kg	131	100 kg	A165 A802	3L		

第 7 章

853 ページ 7.1.5.5.2 を以下のように訂正

7.1.5.5.2 電池マークは以下を表示しなければならない。

(a) “UN” の文字に続け該当する国連番号を以下のように表示

1. リチウム金属単電池または組電池については” UN3090”

2. リチウムイオン単電池または組電池については” UN3480”

3. ナトリウムイオン単電池または組電池については” UN3551”

残りの品目の番号を繰り上げ。(4. → 3.、5. → 4.、6. → 5.)

第 8 章

以下のサブセクションを訂正

901 ページ 8.2.3 危険物申告書が要求されない危険物 (Shipper's Declaration Not Required)

危険物申告書が要求されない危険物については、航空貨物運送状の “品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)” 欄、または代替輸送書類の適切な場所に、以下の事項を記入しなければならない。

- 。 国連番号または ID 番号 (磁性物質については不要)

- 正式輸送品目名 (Proper Shipping Name)
- 包装物の個数 (その貨物の中にこれら以外の包装物も含まれている場合) および
- 包装物当たりの正味量 (UN 1845 についてのみ必要)、または
- 他の必須である記載は規則に規定してある (すなわち、包装基準 966 の Section II など)

第 9 章

909 ページ 表 9.1.A を以下のように訂正

表 9.1.A
適用される受託手順の要約 (9.1.3.3)
(Applicable Acceptance Procedures Summary)

電池マーク (7.1.5.5)							
航空運送状が使用される場合、航空運送状への文言 (8.2.3, 8.2.5 または包装基準)							
機長への情報の提供 (NOTOC) 9.5.1.1							
ULD の識別 (9.3.8)							
IATA 危険物申告書 (8.1)							
正式な受託および受託チェックリスト (9.1.2 & 9.1.3)							
UN No	正式輸送品目名および/または記述						
...							
UN 3552	機器に組み込まれた有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 978 の Section II に従い機器に組み込まれた 4 個の単電池 または 2 個の組電池を超えるもの	NO	NO	NO	NO	<u>YES</u> ¹	YES
UN 3552	機器に組み込まれた有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 978 の Section II に従い機器に組み込まれた 4 個の単電池 または 2 個の組電池以下のもの	NO	NO	NO	NO	NO	NO
UN 3552	機器と共に包装された有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 977 の Section II に従ったもの	NO	NO	NO	NO	<u>YES</u> ¹	YES

以上